

病院で学校において予防すべき感染症（以下、学校感染症）と診断された場合、学校保健安全法に基づき、出席停止となります。登校の際は下記報告書に記入の上、病院の領収書もしくは調剤明細書の写しを添付し、担任へ提出をお願いいたします。

学校感染症罹患報告書

【疾患名】該当するものに○を付けてください

分類	○印	疾患名	出席停止の期間の基準
第一種		疾患名（ ）	治癒するまで
第二種		インフルエンザ（ 型） （特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹	発疹が消失するまで
		水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症 （病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
		結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種		コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ※ただし、「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限る。
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎 その他の感染症 （ ）	

【医療機関名・受診日・医師による指示事項】

医療機関名	
医療機関電話番号	
受診日	年 月 日（ ）
医師による診断名	
自宅療養期間	年 月 日 ~ 年 月 日
医師による登校許可日	年 月 日 より登校可能

上記の通り、感染のおそれがなく登校可能であることを報告いたします。

年 組 番 名前：

保護者名：

保護者記入→担任へ提出→保健室保管